

視。生活指導担当者と学校心理士が、問題の背景について話し合い、支援方針を立てる。  
主任児童委員が日常的に学校を訪ね、ケース会議等にも積極的に参加しているので、学校と児童委員の連携が進んでいる。

学校は朝、対象児の出席状況を確認し、担任・生活指導担当教諭・主任児童委員・児童委員等が必要に応じて家庭訪問をしている。時には、児童委員と生活指導担当、支援員等と一緒に家庭訪問をしている。時には、児童委員と生活指導担当、支援員等と一緒に家庭訪問をし、家の掃除をすることもある。

学校心理士（家庭教育支援員）が講師になり、ワークショップ形式で、気になる児童への指導について、教職員と主任児童委員も一緒に研修を行っている。この研修の効果は大きく、全教職員が不登校傾向児童に対する関わり方やアプローチをはじめとする指導・取り組みを深めることが出来るようになってきた。

### 具 体 例

- (1) 気になる児童のカルテ作り
  - ・ 問題の経過
  - ・ 現在の家庭、養育者の状況
  - ・ 子どもの状況 いいところ（子どもの自助資源）、気になるところ（援助が必要なところ）
  - ・ 保護者や本人の気にしていること
- (2) 支援の方針と役割
  - 下記の役割分担により、チームとして支援の方針をたて活動する。
    - ・ 生活指導担当・・・コーディネート役をする
    - ・ 主任児童委員・・・児童福祉課との連携、民生委員・児童委員との連携
    - ・ 学校心理士・・・支援についてのアドバイス、保護者・本人のカウンセリング
    - ・ 担任・・・情報の収集、児童本人への指導支援

### 3. 事業実施にあたって工夫した点、苦勞した点、立ち上げ時のポイント等

- 個人情報取り扱いについて、漏洩等がないようにする。文書や紙媒体でのやりとりは一切しない。
- 学校から児童委員へのアプローチは、児童の具体の部分についてのみあったが、それで取り組みが広がったのではない。
- 児童委員協議会レベルで、市教委や校舎長会、学校への呼びかけやアプローチがあったので、組織的に取り組めるようになった。
- 交流会を定期的を開催することによって、学校と児童委員との交流を定着させることから始めた。
- 実際の交流内容については、校区の実態に合わせて相談しながら進めるようにした。
- 児童・保護者へのPRは、紙媒体等ではしないようにしている。（誤解を招くおそれがある。）安全見守り活動など、わかりやすい活動については、積極的にPRしている。
- 主任児童委員は、毎週月曜日の早朝校門指導に参加して、児童や保護者と具体的につながりを作るようにしている。
- 児童委員の何名かは、毎日の「子どもの安全見守り隊」活動に参加して、地区の児童・保護者と親しくなって活動している。
- 児童委員は、月に1回揃って、担当地区や学校の下校指導をしてくれている（全小学校区）

# 学校、地域との連携による児童虐待防止の取り組み

静岡県浜松市

## 地域の状況

- ◆ 静岡県浜松市 C 地区 人口 30,704 人、世帯数 12,087 世帯
- ◆ 小学校 4 校（児童数 2,239 人）、中学校 2 校（児童数 1,241 人）
- ◆ 児童委員数 37 人、主任児童委員数 2 人

## 活動内容等

### 1. 学校との連絡会を通して児童の情報交換

児童虐待防止には、小学校、中学校との緊密な連携が必要であることから、静岡県浜松市 C 地区民生委員児童委員協議会では、小学校、中学校との連携を軸とした取り組みを平成 13 年 4 月から実施している。地区内の B 中学校と A 小学校とそれぞれ「B 中学校・民児協連絡会」、「A 小学校・民児協連絡会」を立ち上げ、定期的を開催している。連絡会では、健全育成の一環として各学期末の休みに入る前に、学校と連絡担当の児童委員が持っている児童・生徒についての情報を細かく交換し合う。学校側は、学校での児童・生徒の様子を児童委員に公開し、児童委員は日常の家庭訪問等で支援が必要と思われる児童・生徒の様子やその地域・家庭についての情報を学校に伝える。その連絡会で情報交換されりストップされたケースについては、区域担当の児童委員・主任児童委員が対応し、非行防止、虐待防止に向けた様々な取り組みを続けている。

連絡会の立ち上げ当初は、スムーズな連携が難しく、学校側からの信頼を得るのに苦労したが、会長と主任児童委員が、学校の相談室の相談員を務める等日常の努力を積み重ね、定期的な連絡会が持たれるようになった。現在では、連絡会ごとに、中学校で 30 名前後、小学校で 20 名程度の児童、生徒の情報が学校側から提供されるようになり、非行防止、虐待防止の取り組みの重要な資料となっている。

### 2. 小学校の空き教室を活用した子育てサロンの開催

A 小学校では、月 2 回小学校の空き教室を活用し、主任児童委員が中心となって、就学前の子どもとその親を対象とした子育てサロンを開催している。キッズサポーターとして、公募で選ばれた小学 4 年生～5 年生の子ども達が、20 分休み時間に参加し、乳幼児とのふれあいの機会になっている。

### 3. 連絡会創設までの経緯

平成11年から平成14年度まで、B中学校では、生徒の話を聞いたり、悩みの相談を受ける「心の教室相談員」を配置していた。当時、週に2日、2人ずつ当番制で、児童委員・主任児童委員が担当し、毎月1回、校長、教頭、学年主任等の学校関係者も交えて、心の教室相談員としての活動についての報告会を行い、さらに学期ごとには個別ケースについて話し合う大がかりな報告会を実施していた。

平成15年度以降、「心の教室相談員」は廃止されることとなったが、児童委員・主任児童委員にとっても、学校側にとっても、せっかく児童委員・主任児童委員と学校側で築いた関係を終わらせるのはもったいないということから、「心の教室相談員」の事業終了後も引き続き、学校との情報交換のための連絡会を行うこととなった。

### 4. 事業実施にあたって工夫した点、苦勞した点、立ち上げ時のポイント等

学校、子ども、保護者等との信頼関係を築くため、以下について努めている。

- ・ 入学式、運動会、授業参観等小学校、中学校の行事には積極的に参加し、保護者や児童と顔見知りになるよう努めている。
- ・ 放課後児童会の運営委員会の委員等になる等、機会を捉えてお母さん方と本音で話せるよう心がけている。
- ・ 子どもから相談を受けたり、本音で話しをしてもらう機会も多いが、子どもとの約束を守ることは当然ながら、問題行動があれば、子どもを裏切らないように配慮しながら、学校にも情報提供できるように工夫している。
- ・ 地域のお祭りやイベントが開催される場合には、積極的に参加・協力し、「児童委員」の腕章を付けたり、のぼり旗を立てたり、児童委員の活動をPRするとともに、地域住民と顔見知りになり、会話する機会を増やすように努めている。

### 5. 地域との連携

民生委員児童委員協議会では、日頃から地域の子育て家庭の訪問を通して、状況の把握、問題解決に向けての協議、検討に努めている。また、学校を通じて、保護者へも親子での話し合いの大切さを訴え、その際の心構えやテクニック等も「民生委員・児童委員から保護者のみなさまへ」と題する定期通信で伝える等、あらゆる形で家庭に対するアピールを行っている。学校との連携だけでなく、自治会の行事に積極的に参加して自治会役員の方とも連携を図り、情報提供をしてもらったり、見守りを依頼するなどの活動を行っている。このような情報収集にあっては、守秘義務が重要なので、毎年1～2回開催される児童委員と自治会役員、保護司などが参加する健全育成会や研修会等の機会を通じて守秘義務の徹底を図っている。このような取り組みを通じて、以前なら見過ごされていたような児童、生徒の問題が早めに発見され、相談を受けたり当事者と話し合う機会も増え、虐待についても早期にその芽を摘むことができるようになった。

